

野あそび保険 (国内旅行傷害保険) & 山行保険 (運動等危険補償特約付国内旅行傷害保険) 補償内容の概要

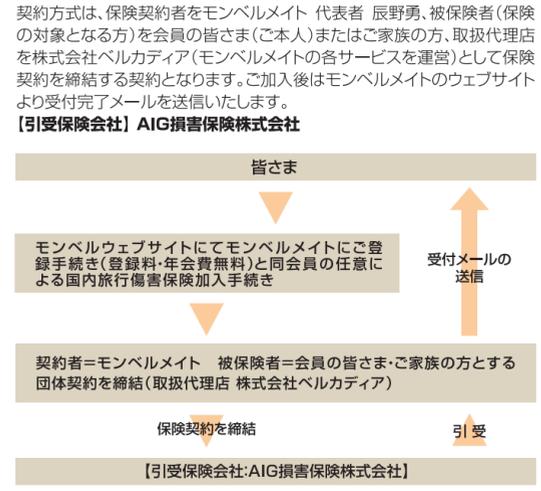
基本補償の補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を死亡・後遺障害保険金額から控除してお支払いします。	●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車/バイク/クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用している運転中に被ったケガ ●病気・心臓喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病弱により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など) ●入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●妊娠・出産・早産 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けに足りる医学的他覚所見のないもの ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●特に危険な運動中のケガ(ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など) ●自動車、原動機付自転車、モーターボートなどによる競技・競争などを行っている間に生じたケガ ●戦争・革命内乱・暴動 ●放射線照射放射能汚染
後遺障害保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 (注)お支払いする保険金は、保険期間を通じて、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	ケガにより入院した場合に、【ご契約の保険金日額×入院日数】をお支払いします。 (1事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象)	
手術保険金	ケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。 (1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度) ① 入院中に受けた手術の場合 入院保険金日額×10 ② ①以外の手術の場合 入院保険金日額×5	など (注)ただし、山行保険では山岳登山* やロッククライミング、フリークライミング中の事故であっても補償対象となります。

特約の補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	被保険者が旅行行程中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。 【お支払いする保険金】 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金(1事故につきご契約の保険金額限度) ●訴訟・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。) (注1)損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。 (注2)この特約には「賠償事故の解決に関する特約」が自動的にセットされ、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(弁護士上の選任を含みます。)は原則として引受保険会社で行います。 (注3)被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者などが法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。	●故意 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●自動車などの所有・使用・管理による損害賠償責任 ●心神喪失による損害賠償責任 ●同居の親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ●他人から借りたり預かっていた財物に対する損害賠償責任
携行品損害補償特約	被保険者が旅行行程中に携行していた身の回り品(被保険者本人所有のもの)に偶然な事故による損害が発生した場合に、携行品1つ(1組または1対)あたり10万円(乗車券、通貨などは5万円)を限度として、時価額(※)で算定した損害の額または修理費のいずれか低い額をお支払いします。(保険期間を通じて、ご契約の保険金額限度) (※)保険の対象と同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。 (注1)携行品に含まれない主な物は次のとおりです。 ●クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、株券、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物、植物、データなどの無体物 ●船舶(ヨット、モーターボートなどを含みます。)、自動車、オートバイおよびこれらの付属品 ●ビックル/アイゼンを使用する山岳登山はん中の登山用具 (注2)自己負担額(1事故につき3,000円)があります。	●故意または重大な過失 ●自動車/バイク/クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用している運転 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●自然の消耗またはさび、変質、変色、欠陥、故障 ●置き忘れ・紛失およびこれら後の盗難 ●すり傷塗料のはけりなど、機能的支障をきたさない外観のみの損傷
救護者費用等補償特約	被保険者が旅行行程中に、次のいずれかに該当し、ご契約者、被保険者またはその親族が負担した費用をお支払いします。 (保険期間を通じて、ご契約の保険金額限度) 1.搭乗していた航空機や船舶が行方不明または遭難した場合 2.急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合、または緊急な捜索・救助活動が必要なが警察などによって確認された場合 (例)登山中に滑落して生死が確認できず捜索活動が行われた。 ・登山中に転倒しケガをしたため自力で歩けなくなり救助された。 ・登山中に道に迷い遭難し捜索、救助された。(注1)緊急な捜索・救助が必要なが警察などによって確認された場合に限りです。 3.被保険者が旅行行程中に被ったケガのため、事故日を含めて180日以内に死亡または14日以上続けて入院した場合 【お支払いする保険金】 次の費用の額をお支払いします。 ①捜索救助費用 ②現地までの救護者の往復交通費(2名分まで、かつ1往復分限度) ③救護者の宿泊料(2名分まで、かつ1名につき14日分限度) ④現地からの移送費用 ⑤諸雑費(現地交通費、通信費など、3万円限度) (注2)②、③の費用において、上記2の場合にその被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索(※)もしくは救助活動が終了した後(※)に現地へ赴く救護者にかかる費用は除きます。 (※)捜索、救助または移送をいいます。	前記「基本補償」での保険金をお支払いしない主な場合と同じ。
遭難捜索費用補償特約【山行保険のみセット】	日本国内において山岳登山はん* の行程中に遭難された場合に、保険金をお支払いします。 【お支払いする保険金】 被保険者の捜索・救助・移送のために捜索者に支払った費用のうち、社会通念上妥当な部分で、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額をお支払いします。(保険期間を通じて、ご契約の保険金額限度)	

特約の補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	被保険者が旅行行程中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。 【お支払いする保険金】 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金(1事故につきご契約の保険金額限度) ●訴訟・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。) (注1)損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。 (注2)この特約には「賠償事故の解決に関する特約」が自動的にセットされ、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(弁護士上の選任を含みます。)は原則として引受保険会社で行います。 (注3)被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者などが法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。	●故意 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●自動車などの所有・使用・管理による損害賠償責任 ●心神喪失による損害賠償責任 ●同居の親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ●他人から借りたり預かっていた財物に対する損害賠償責任
携行品損害補償特約	被保険者が旅行行程中に携行していた身の回り品(被保険者本人所有のもの)に偶然な事故による損害が発生した場合に、携行品1つ(1組または1対)あたり10万円(乗車券、通貨などは5万円)を限度として、時価額(※)で算定した損害の額または修理費のいずれか低い額をお支払いします。(保険期間を通じて、ご契約の保険金額限度) (※)保険の対象と同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。 (注1)携行品に含まれない主な物は次のとおりです。 ●クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、株券、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物、植物、データなどの無体物 ●船舶(ヨット、モーターボートなどを含みます。)、自動車、オートバイおよびこれらの付属品 ●ビックル/アイゼンを使用する山岳登山はん中の登山用具 (注2)自己負担額(1事故につき3,000円)があります。	●故意または重大な過失 ●自動車/バイク/クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用している運転 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●自然の消耗またはさび、変質、変色、欠陥、故障 ●置き忘れ・紛失およびこれら後の盗難 ●すり傷塗料のはけりなど、機能的支障をきたさない外観のみの損傷
救護者費用等補償特約	被保険者が旅行行程中に、次のいずれかに該当し、ご契約者、被保険者またはその親族が負担した費用をお支払いします。 (保険期間を通じて、ご契約の保険金額限度) 1.搭乗していた航空機や船舶が行方不明または遭難した場合 2.急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合、または緊急な捜索・救助活動が必要なが警察などによって確認された場合 (例)登山中に滑落して生死が確認できず捜索活動が行われた。 ・登山中に転倒しケガをしたため自力で歩けなくなり救助された。 ・登山中に道に迷い遭難し捜索、救助された。(注1)緊急な捜索・救助が必要なが警察などによって確認された場合に限りです。 3.被保険者が旅行行程中に被ったケガのため、事故日を含めて180日以内に死亡または14日以上続けて入院した場合 【お支払いする保険金】 次の費用の額をお支払いします。 ①捜索救助費用 ②現地までの救護者の往復交通費(2名分まで、かつ1往復分限度) ③救護者の宿泊料(2名分まで、かつ1名につき14日分限度) ④現地からの移送費用 ⑤諸雑費(現地交通費、通信費など、3万円限度) (注2)②、③の費用において、上記2の場合にその被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索(※)もしくは救助活動が終了した後(※)に現地へ赴く救護者にかかる費用は除きます。 (※)捜索、救助または移送をいいます。	前記「基本補償」での保険金をお支払いしない主な場合と同じ。
遭難捜索費用補償特約【山行保険のみセット】	日本国内において山岳登山はん* の行程中に遭難された場合に、保険金をお支払いします。 【お支払いする保険金】 被保険者の捜索・救助・移送のために捜索者に支払った費用のうち、社会通念上妥当な部分で、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額をお支払いします。(保険期間を通じて、ご契約の保険金額限度)	

*「山岳登山はん」についてはパンフレット中面の「用語の説明」をご確認ください。

【ご加入方法について】



【ご加入条件について】

- <ご加入者(保険料負担者)について>
以下の要件を満たすことが必要です。
- モンベルメイト(登録無料)であること。
 - インターネットメールアドレスを所有していること。
 - 本人名義のクレジットカードを所有していること。(お取扱カード: JCB・VISA・Mastercard・American Express・Diners Club)
 - 加入時点の年齢が満20歳以上で法律上の行為能力を有していること。
- <その他ご加入条件について>
- 保険期間(保険のご契約期間)は日帰りから6泊7日となります。
 - 保険責任開始時刻は国内旅行のために住居を出発した時刻となります。ただし、出発後に加入手続きをした場合は、加入手続きを完了した時刻となります。
 - 保険料相当額のお支払い方法はご加入者本人名義のクレジットカード一括払いのみとなります。
 - 保険契約の申込みの撤回等(クーリングオフ)は対象外となりますのでご注意ください。
 - 過去1年以内に傷害保険金を3回以上請求または受領されたことがある方はお申し込みいただけません。
 - 既にご加入されている同種の保険の合計額と、今回ご加入予定の保険金額との合計額が、死亡・後遺障害保険金額で1億円(無職者は2,000万円)を超える場合、入院保険金日額で30,000円(無職者は10,000円)または、通院保険金日額で20,000円(無職者は6,000円)を超える場合は、ご加入いただけません。
 - 以下のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、他の保険契約と合算して1,000万円が限度となります。
 - ①被保険者が保険期間開始時点で満15歳未満の場合
 - ②被保険者がご加入者本人以外の場合
- <保険の対象となる方(被保険者)について>
- 日本国内に居住する個人です。
 - 保険期間終了時点で年齢が満90歳以上の場合はご加入いただけません。
 - 加入者ご本人もしくは、加入者との関係が配偶者、加入者の同居の親族、加入者の別居の子ども(未婚)のいずれか1名です。

【ご注意】

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。また、ご加入に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」など)を、事前に必ずご覧ください。
- 引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

(D-005659 2023-1)

事故が起これたら

事故の状況やケガの程度をただちに(遅くとも事故の日から30日以内)ご連絡ください。なお、通知が遅れたり、その内容に虚偽の申告がありますと、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

取扱代理店

Bellcadia 株式会社ベルカディア
 保険窓口：M.O.C.(モンベル・アウトドア・チャレンジ) 本部事務局
 〒550-0013 大阪府大阪市西区新町2-2-2
※株式会社ベルカディアとは、モンベル製品の販売、M.O.C.イベント企画・運営、保険代理業などを行う、モンベルグループの企業です。

引受保険会社

AIG損害保険株式会社
 大阪企業営業部 営業第二課
 〒530-0011 大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪タワーB
 TEL.06-7223-3011

【ご加入手続きの流れ】 モンベルウェブサイト



mont-bell mate
 <モンベルメイトについて>
 (登録無料)

- 1.モンベルメイトとは、以下の方が対象となり、モンベルメイトとなることを同意された方です。
 - モンベルクラブ会員(年会費:¥1,500)
 - 通信販売利用者 ●M.O.C.イベント参加者
 - アンケート回答者 ●旧モンベルクラブ会員
 - 既保険加入者(2005年4月1日以降)
- 2.サービス内容
 - モンベルウェブサイトスピーディーにご利用いただけるほか、傷害保険の加入ならびにメールマガジンの配信サービス、イベント情報の発送サービスなどをご利用いただくことができます。
- 3.登録内容に変更があった場合
 - 氏名、住所、eメールアドレスなど届け出事項に変更があった場合は、モンベルウェブサイト上で修正してください。修正ができない場合は、モンベルクラブ事務局までご連絡ください。ご連絡いただけない場合、メールマガジンなどがお届けできず、サービスが受けられなくなる場合があります。

短期補償タイプ

保険期間 日帰りから

保険料 250円から

モンベルの アウトドア保険

アクティビティに合わせて

選べる2タイプ

さまざまなアウトドアスポーツに対応

モンベル野あそび保険

国内旅行傷害保険

危険度の高い山岳登山にも対応

モンベル山行保険

運動等危険補償特約付国内旅行傷害保険

安心と一緒に出かけよう

お出かけ中を、 ピンポイントで補償!

**急な出発でも当日すぐに
申し込めて安心!**

**スマホ・WEBから簡単に
お申し込み可能!**

アウトドアを含む旅行中のさまざまなリスクに対応!!

検索・救助が必要になった

ケガをして入院・手術をした

他人にケガを負わせてしまった

自分の物を誤って壊してしまった

2021年10月1日以降保険始期契約用

お申し込みは **モンベルウェブサイトから** <https://hoken.montbell.jp/>

mont-bell 国内旅行傷害保険

モンベルのアウトドア保険の4大特長

① 保険料 ¥250~でしっかり補償!

1泊2日 ¥250からの保険料で、ケガによる入院※や捜索救助費用もカバー。個人賠償責任は最高1億円まで補償します。
※入院保険金の補償のないプランもあります。

② ネットで簡単スピーディにお申し込み!

モンベルウェブサイトから、補償プランを選んで加入するだけ。スマートフォンからもアクセスでき、お支払いはクレジットカードでOK。その場でお手続きが完了します。

③ お申し込み当日のご出発でも補償!*

お申し込みの際、当日から30日先までの間よりご希望の保険開始日(=出発日)を選べます。お選びいただいた保険開始日のご自宅を出発した時点からの補償開始となります。
※ご出発までに加入手続きを完了させてください。

④ モンベルポイントが貯まる!

モンベルクラブ会員さまのお申し込みにはご本人のみならずご家族の方を被保険者とするご加入についても、保険料の3%のポイントが貯まります。

補償内容

国内旅行中のさまざまなアクシデントに対応します。

 <h3>遭難時の捜索・救助や 救援者の費用の補償</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・救援者費用等補償特約 <モンベル山行保険のみ> ・遭難捜索費用補償特約 	 <h3>ご自身のケガの補償</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡保険金 ・入院保険金 ・後遺障害保険金 ・手術保険金
 <h3>他人に対する 賠償責任の補償</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・個人賠償責任補償特約 	 <h3>持ち物の損害の補償</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・携行品損害補償特約

※詳細は、補償内容の概要または約款等でご確認ください。
※入院保険金、手術保険金、携行品損害補償特約はセットしていないプランもあります。加入時にご確認ください。

Q&A

Q1. 靴ずれ、凍傷、高山病などは保険金※の支払い対象となりますか?

A. 保険金支払条件である「急激かつ偶然な外来の事故」にあてはまらないため、保険金支払いの対象となりません。その他、日焼け、野球肘、低温やけどなども支払の対象となりません。ただし、滑落などの事故によるケガが原因で身動きがとれず、その結果、凍傷になってしまった場合は保険金支払いの対象となります。
※死亡、後遺障害、入院、手術の各保険金をいいます。

Q2. スキーを楽しんでいますが、スキー板は携行品の対象となりますか?

A. スキーの板は携行品の対象となります。以下、携行品対象となるもの、対象とならないものの主な例を参考ください。
<対象となるもの> スキーの板、スノーボードの板、つり竿、カメラ、眼鏡、サングラス、個人用ノートパソコンなど
<対象とならないもの> ヨット、ボート、モーターボートなど

Q3. インターネット環境やクレジットカードがない場合は保険契約できませんか?

A. 申し訳ございませんが、本保険はウェブサイトからのお申し込み専用となっております。別商品の保険期間1年・3年・5年の傷害総合保険「モンベル野外活動保険™」「モンベル山岳保険」はモンベルストア店頭でのご加入も可能ですので、そちらへのご加入をご検討ください(補償内容は本保険と異なります)。

Q4. 救援者費用と遭難捜索費用はどう違うのですか?

A. ●「救援者費用」とは、旅行行程中に生じた遭難などの事故により、保険契約者、被保険者、被保険者の親族が負担した捜索救助費用、交通費、宿泊施設の客室料、移送費用、諸雑費のことです。「救援者費用等補償特約」ではこれらの費用が補償されます。ただし、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用する山岳登山などの事故については、モンベル山行保険ご加入時のみ、交通費、宿泊施設の客室料、移送費用、諸雑費が補償されます(捜索救助費用は補償の対象外となります)。
●「遭難捜索費用」とは、日本国内において山岳登山の行程中に遭難した場合に、遭難した被保険者を捜索、救助または移送する活動に要した費用のことです。モンベル山行保険の「遭難捜索費用補償特約」ではこの費用が補償されます。

<用語の説明>

山岳登山:ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングや、安全確保のためのロープを使用した人工壁(※)でのクライミング(リードクライミング、スピードクライミングに代表されるスポーツクライミングなど)を除きます。
(※)人工壁:もっぱらクライミングの用に供される、表面にクライミングのための突起・支点を施した人工の壁をいいます。

モンベル野あそび保険

保険料 ¥250 から

国内旅行期間中の、事故によるケガや道具の破損まで、さまざまなトラブルに対応

国内旅行期間中にトレッキング、サイクリングやゲレンデスキーなど、さまざまなアウトドアライフを楽しむ方のための保険です。アウトドアで活動中の事故によるケガの補償をはじめ、捜索救助費用、ご家族(救援者)が事故現場へ向かう交通費や宿泊費、他人をケガさせてしまった場合の賠償事故、ギア(道具)やカメラなど持ち物の盗難や破損など、旅行中のさまざまなトラブルからお守りします。



※上記は対象となるアウトドア・アクティビティの一例です。他にもさまざまなアクティビティが対象となります。詳しくはお問い合わせください。

補償内容	プラン名	日帰り~1泊2日		~3泊4日		~6泊7日	
		SA12	SB12	MA12	MB12	LA12	LA12
保険料		500円	250円	500円	250円	500円	500円
保険金額	救援者費用等補償 (支払限度額)(保険期間を通じて)	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
	個人賠償責任補償※ (支払限度額)(1事故につき)	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	死亡保険金	506.5万円	290.8万円	286万円	163.1万円	115.7万円	115.7万円
	後遺障害保険金 (障害の程度に応じて)	約20.2万円~ 506.5万円	約11.6万円~ 290.8万円	約11.4万円~ 286万円	約6.5万円~ 163.1万円	約4.6万円~ 115.7万円	約4.6万円~ 115.7万円
	入院保険金日額 (1事故につき180日限度)	7,500円	3,500円	4,000円	2,000円	1,000円	1,000円
	手術保険金 (1事故につき1回)	入院中 75,000円 入院中以外 37,500円	35,000円 17,500円	40,000円 20,000円	20,000円 10,000円	10,000円 5,000円	10,000円 5,000円
携行品損害補償 (支払限度額)(自己負担額3,000円) (保険期間を通じて)	10万円	—	10万円	—	10万円	—	

[全てのプランにセット] ※賠償事故の解決に関する特約

(2021.11)

例えば

トレッキング中に滑落、重傷を負い行動不能に。捜索隊による捜索、救助を受けてそのまま入院。50日間の入院と、入院中の手術を余儀なくされた。

SA12プランの場合[入院保険金:7,500円×50日=375,000円 手術保険金:7,500円×10倍=75,000円]
375,000円+75,000円=450,000円+捜索救助費用の実費負担等(上限300万円)が受け取れます。

ゲレンデスキー中に立ち木に衝突し負傷、履いていたスキー板も損傷。10日間の入院を余儀なくされた。

MA12プランの場合[入院保険金:4,000円×10日=40,000円]

40,000円+スキー板の損害(※)に対し保険金をお支払いします。
(※)保険金は時価額で算定した損害の額、または修理費のいずれか低い額をお支払いします。(時価額を限度とし、また保険期間を通じて、ご契約の保険金額限度。)自己負担額(1事故につき3,000円)があります。

モンベル山行保険

保険料 ¥1,000 から

より危険度の高いアウトドア・スポーツでの事故や遭難時に捜索費用まで補償

国内旅行期間中に、ピッケルやアイゼンなどを使用した本格的な山岳登山や、登山用具を必要とする山岳スキーなどを楽しむ方を対象とした保険です。「野あそび保険」に、危険度の高い山岳登山中の事故などの補償を加え、さらに遭難時の救助隊による捜索活動にかかった費用まで補償します。



※上記は対象となるアウトドア・アクティビティの一例です。他にもさまざまなアクティビティが対象となります。詳しくはお問い合わせください。

補償内容	プラン名	日帰り~1泊2日		~3泊4日		~6泊7日	
		SD12	SF12	MD12	MF12	LD12	LF12
保険料		2,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,500円	1,500円
保険金額	救援者費用等補償 (支払限度額)(保険期間を通じて)	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
	遭難捜索費用補償 (支払限度額)(保険期間を通じて)	100万円	50万円	100万円	50万円	100万円	50万円
	個人賠償責任補償※ (支払限度額)(1事故につき)	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	死亡保険金	261.6万円	199.9万円	108.7万円	100.5万円	246.5万円	327.2万円
	後遺障害保険金 (障害の程度に応じて)	約10.4万円~ 261.6万円	約7.9万円~ 199.9万円	約4.3万円~ 108.7万円	約4万円~ 100.5万円	約9.8万円~ 246.5万円	約13万円~ 327.2万円
	入院保険金日額 (1事故につき180日限度)	2,000円	—	1,500円	—	1,000円	—
	手術保険金 (1事故につき1回)	入院中 20,000円 入院中以外 10,000円	—	15,000円 7,500円	—	10,000円 5,000円	—
	携行品損害補償 (支払限度額)(自己負担額3,000円) (保険期間を通じて)	10万円	—	10万円	—	10万円	—

[全てのプランにセット] ※賠償事故の解決に関する特約

(2021.11)

長期補償タイプ
保険期間1年・3年・5年

アウトドアアクティビティも日常生活もカバーする保険はこちら!

モンベル 傷害総合保険

モンベル野外活動保険™
傷害総合保険

モンベル山岳保険
運動等危険補償特約付傷害総合保険

モンベル自転車保険
交通事故傷害危険のみ補償特約付傷害総合保険

◎モンベルウェブサイトおよび全国のモンベルストアにてご加入いただけます。(一部店舗を除く)
◎モンベルストアでお申し込みの場合は、保険料は店頭でのお支払いです。
印鑑不要、最短で翌日正午からの補償開始が可能です。損害保険販売の資格を持ったスタッフがご案内いたします。
※補償内容・引受条件等は「国内旅行傷害保険」と異なりますのでご注意ください。
詳細はモンベルウェブサイトまたは、パンフレット等でご確認ください。